

○周防大島町低入札価格に関する事務取扱規程

平成23年 1 月20日

訓令第 1 号

周防大島町低入札価格に関する事務取扱規程（平成16年周防大島町訓令第50号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第 1 条 この訓令は、周防大島町が発注する建設工事における低入札価格調査制度の実施に関して必要な事項を定め、もって公共工事とその入札事務の適正な執行を図ることを目的とする。

（対象工事）

第 2 条 この訓令の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、競争入札に付するすべての建設工事とする。ただし、最低制限価格を設定した工事及び予定価格500万円未満の工事を除く。

（調査基準価格の設定）

第 3 条 低入札調査を行う基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は、次のとおりとする。

（1） 土木等一般工事（様式第 1 号）

「直接工事費の10分の10＋共通仮設費10分の 9 ＋現場管理費の10分の 9 ＋一般管理費等の10分の 7」（費目ごとに所定の率を乗じたもの（小数点以下切捨て）を合計）を次の（ア）から（ウ）のとおり切り上げた価格とする。

（ア） 1,000万円以上の場合には10万円未満を切り上げた価格とする。

（イ） 100万円以上1,000万円未満の場合には 1 万円未満を切り上げた価格とする。

（ウ） 100万円未満の場合には1,000円未満を切り上げた価格とする。

（2） 土木系工事（土木系機械設備工事及び土木系電気設備工事）（様式第 2 号の

1）「直接工事費の10分の10＋機器単体費の10分の9.2＋共通仮設費の10分の 9 ＋現場管理費の10分の 9 ＋一般管理費等の10分の 7」（費目ごとに所定の率を乗じたもの（小数点以下切捨て）を合計）を前号（ア）から（ウ）のとおり切り上げた価格とする。

なお、機器単体費とは、「当該機器の製作工場等において機能や性能の確認

(品質証明等を含む。) がなされて調達されるもので、施工現場等において加工等を必要としないもの」を調達する費用をいう。

(3) 建築工事及び営繕系機械設備工事・営繕系電気設備工事・解体工事（様式第2号の2）

「直接工事費の10分の10＋共通仮設費の10分の9＋現場管理費10分の9＋一般管理費等の10分の7」（費目ごとに所定の率を乗じたもの（小数点以下切捨て）を合計）を第1号（ア）から（ウ）のとおり切り上げた価格とする。

営繕系工事において直接工事費の額は、直接工事費から現場管理費相当額を減じた額とし、現場管理費の額は、現場管理費に直接工事費から減じた現場管理費相当額を加えた額とする。

なお、現場管理費相当額は、以下によるものとする。

（ア）（イ）を除く営繕系工事

直接工事費に10分の1を乗じた額（小数点以下切捨て）

（イ） 営繕系工事のうち昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事

直接工事費に10分の2を乗じた額（小数点以下切捨て）

第4条 削除

（調査対象となる入札）

第5条 調査対象は、対象工事の競争入札において、調査基準価格を下回った入札とする。

（入札の保留）

第6条 入札執行者は、執行した入札を調査対象とした場合は、直ちに執行を打ち切り、保留を宣言し、落札者は後日決定して公表する旨を告げて入札を終了する。

（調査の実施）

第7条 入札執行者は、速やかに、調査対象とした入札について、最低価格の応札者から順に、次の区分ごとに調査項目として掲げる事項について、それぞれの判断基準により、落札者を決定するか、不調となるまで調査を行うものとする。

- (1) 土木等一般工事の場合は、入札価格の内訳書の詳細を低入札価格調査表①（様式第3号）に整理して、次に掲げる数値的判断基準により審査し、すべて

の基準を満たす場合に限り落札とし、そうでない場合は不落札と決定する。

(ア) 数量は仕様書に計上した設計数量（参考数量）を満足していること。

(イ) 材料・製品は設計仕様に適合した品質・規格であること。

(ウ) 建設廃棄物は適正な処理費用が計上されていること。

(エ) 直接経費（直接工事費＋共通仮設費）は設計金額の75%以上であること。

(オ) 各工種金額（中項目（レベル2））は設計金額の50%以上であること。

(カ) 共通仮設費積上分は設計金額の50%以上であること。

(キ) 共通仮設費率計上分（準備費・安全費等）は設計金額の50%以上であること。

(ク) 管理費（現場管理費＋一般管理費）は設計金額の30%以上であること。

(ケ) 工事価格と入札金額は同一であること。また中項目（レベル2）以上で、値引き等による調整、違算がないこと。

(2) 機械設備等の場合は、低入札価格調査表②（様式第4号）の調査項目を整理して、次に掲げる事項により審査し、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうかについて意見書を作成する。

(ア) 調査に協力的であること。

(イ) 企業努力による適正な見積に基づく公正な価格競争の結果であること。

(ウ) 工事の手抜き、下請へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながるおそれがないこと。

（調査結果）

第8条 前条に定める調査を終了したときは、その結果について次の扱いとする。

(1) 土木等一般工事 調査結果を低入札価格調査表①及び低入札価格調査結果（様式第5号）並びにその他の参考資料により、周防大島町建設工事等指名審査会（以下「審査会」という。）に報告するものとする。

(2) 機械設備等 調査結果について、低入札価格調査表②及び低入札価格調査結果（様式第5号）並びにその他の参考資料により、審査会に諮るものとし、審査会が落札者と認めるときは、当該応札者を落札者と決定する。

（調査結果の通知）

第9条 入札執行者は、調査を完了したとき（審査会に諮った場合は、審査を完了

したとき)は、入札者全員に対し、その調査結果を速やかに通知するものとする。

附 則

この訓令は、平成23年3月1日から施行する。

附 則 (平成23年10月1日訓令第79号)

この訓令は、平成23年10月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日訓令第6号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年6月15日訓令第18号)

この訓令は、平成24年7月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月24日訓令第3号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日訓令第24号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行し、平成29年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行う入札から適用する。

附 則 (令和4年3月8日訓令第1号)

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月27日訓令第12号)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年1月31日訓令第3号)

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

低入札調査基準価格設定書
(土木等一般工事)

工 事 名

調査基準価格	円
--------	---

上記のとおり定める。

年 月 日

財務課長

(参考) 調査基準価格の算出

①～④・・・円未満切捨て

直接工事費	①		$a = \textcircled{1} \times 10 / 10$	円
共通仮設費	②		$b = \textcircled{2} \times 9 / 10$	円
現場管理費	③		$c = \textcircled{3} \times 9 / 10$	円
一般管理費	④		$d = \textcircled{4} \times 7 / 10$	円
合計	⑤	$a + b + c + d$		円
調査基準価		ア ⑤が1,000万円以上の場合は10万円未満を切り上げる。 イ ⑤が100万円以上1,000万円未満の場合は1万円未満を切り上げる。 ウ ⑤が100万円未満の場合は1,000円未満を切り上げた価格とする。		円

様式第2号の1(第3条関係)

低入札調査基準価格設定書
(土木系機械設備工事及び土木系電気設備工事)

工 事 名

調査基準価格	円
--------	---

上記のとおり定める。

年 月 日

財務課長

(参考) 調査基準価格の算出

①～⑤・・・円未満切捨て

直接工事費	①		$a = \textcircled{1} \times 10 / 10$	円
機器単体費	②		$b = \textcircled{2} \times 9.2 / 10$	円
共通仮設費	③		$c = \textcircled{3} \times 9 / 10$	円
現場管理費	④		$d = \textcircled{4} \times 9 / 10$	円
一般管理費等	⑤		$e = \textcircled{5} \times 7 / 10$	円
合計	⑥	$a + b + c + d + e$		円
調査基準価		ア ⑥が1,000万円以上の場合は10万円未満を切り上げる。 イ ⑥が100万円以上1,000万円未満の場合は1万円未満を切り上げる。 ウ ⑥が100万円未満の場合は1,000円未満を切り上げた価格とする。		円

様式第2号の2(第3条関係)

低入札調査基準価格設定書
(建築工事、営繕系機械設備工事、営繕系電気設備工事及び解体工事)

工 事 名

調査基準価格	円
--------	---

上記のとおり定める。

年 月 日

財務課長

(参考) 調査基準価格の算出

①～④・・・円未満切捨て

(直接工事費－現場管理費相当額A)	①		$a = ① \times 10 / 10$	円
共通仮設費	②		$b = ② \times 9 / 10$	円
(現場管理費＋現場管理費相当額A)	③		$c = ③ \times 9 / 10$	円
一般管理費	④		$d = ④ \times 7 / 10$	円
合計	⑤	$a + b + c + d$		円
調査基準価格		ア ⑤が1,000万円以上の場合は10万円未満を切り上げる。 イ ⑤が100万円以上1,000万円未満の場合は1万円未満を切り上げる。 ウ ⑤が100万円未満の場合は1,000円未満を切り上げた価格とする。		円

現場管理費相当額A

- (1) (2)を除く営繕系工事・・・直接工事費の1/10
- (2) 営繕系工事のうち昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事
・・・直接工事費の2/10

様式第3号(第7条関係)

低入札価格調査表①

1 調査対象業者

2 工事名

3 工事場所

4 入札書比較価格

円

5 調査基準価格

円

6 入札価格

円

7 数値的判断基準

基 準	適・否
①数量は仕様書に計上した設計数量(参考数量)を満足している。	
②材料・製品は設計仕様に適合した品質・規格である。	
③建設廃棄物は適正な処理費用が計上されている。	
総 合 判 断	

8 設計内訳書と見積内訳書との比較

費 目	工 種	設計内訳書	見積内訳書	見積率	数値的判断基準%	適・否
		金額(A)	金額(B)	(B/A)		
直接工事費						
共通仮設費率計上分						
共通仮設費積上分						
共通仮設費計						
純工事費(直接経費)						
現場管理費						
一般管理費						
管理費計						
工事価格						

様式第4号(第7条関係)

低入札価格調査表②

1 調査対象業者

2 工事名

3 工事場所

4 入札書比較価格

円

5 調査基準価格

円

6 入札価格

円

7 基本的判断基準

基 準	適・否
①調査に協力的であること。	
②企業努力による適正な見積に基づく公正な価格競争の結果であること。	
③工事の手抜き、下請へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながるおそれがないこと。	
総 合 判 断	

8 調査の実施概要

調査項目		調査結果
1	調査表及び今回の価格により入札した理由 (様式第6号)	
2	工事費総括表及び内訳書 (様式第7号)	
3	手持工事の状況 (様式第8号)	
4	手持資材の状況 (様式第9号)	
5	購入予定資材の状況 (様式第10号)	
6	手持機械の状況 (様式第11号)	
7	労務者の確保計画 (様式第12号)	
8	過去に施工した公共工事 (様式第13号)	
9	下請予定業者の状況 (様式第14号)	
10	経営内容及び経営状況	
11	その他必要な事項	

様式第5号(第8条関係)

低入札価格調査結果

年 度	
工 事 担 当 課	
工 事 名	
工 事 場 所	
入 札 方 法	
開 札 日	
入 札 書 比 較 価 格	
調 査 基 準 価 格	
判 断 基 準 額	
応 札 者	
応 札 額	
調 査 結 果	
理 由	

低入札価格の調査に係る提出資料

番号	資 料	様式
1	調査表及び今回の価格により入札した理由	第6号
2	工事費総括表及び内訳書	第7号
3	手持工事の状況	第8号
4	手持資材の状況	第9号
5	購入予定資材の状況	第10号
6	手持機械の状況	第11号
7	労務者の確保計画	第12号
8	過去に施工した公共工事	第13号
9	下請予定業者の状況	第14号
10	経営内容及び経営状況	
11	その他必要な事項	

作成上の注意事項

- 書類のサイズは、原則としてA4版で統一してください。縮小等のコピー可。
- 各調査表の整合性がとれるよう作成してください。

様式第6号

1 低 入 札 価 格 調 査 表

入札者 住所
氏名
連絡先()

工 事 名		工事場所	
入札価格			

1 その価格で入札した理由

- ※ 1 特に工事の品質、下請契約、労働条件、安全対策の適正確保の事項等についても記載すること。
- 2 入札時に、工事費内訳書を提出していない場合は、入札価格の内訳書を添付すること。

様式第7号

2 工事費総括表及び内訳書

	費目・工種・施工名称など	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考

- 注 1 入札書の価格と一致すること。
2 実施計画書と整合性がとれること。

3 手 持 工 事 の 状 況

(単位：千円)

発注者	工事名	工事場所	工期	金額	手持工事詳細			備考
					進捗率(%)	請負形態	技術者等	

※ 備考欄に手持工事が当該工事の実施に際して支障ない理由を記載すること。

様式第9号

4 手 持 資 材 一 覧 表

品 名	規 格 ・ 型 式	単 位	数 量	備 考

※ 備考欄には当該工事において使用する数量を記載すること。

[illegible][illegible][illegible]

様式第11号

6 手持機械一覽表

[illegible]

様式第12号

7 労 務 者 の 確 保 計 画

(自社労務者)

工 種	職 種	単 価	員 数	備 考

(下請労務者)

工 種	職 種	単 価	員 数	備 考

※ 下請労務者の備考欄には、下請会社名、入札者と下請会社との関係(協力会社、同族会社、資本提携会社等)と記載すること。

[illegible][illegible][illegible]

9 下 請 予 定 業 者 一 覧 表

工 種	業 者 名	所 在 地	過去の実績	備 考	
				電話番号	関 係

※ 1 下請予定業者について全て記入してください。
2 過去の実績欄には、当該下請予定業者との直近の下請契約の工事名と工期を記入してください。

様式第 1 号（第 3 条関係）

様式第 2 号の 1（第 3 条関係）

様式第 2 号の 2（第 3 条関係）

様式第 3 号（第 7 条関係）

様式第 4 号（第 7 条関係）

様式第 5 号（第 8 条関係）

様式第 6 号

様式第 7 号

様式第 8 号

様式第 9 号

様式第10号

様式第11号

様式第12号

様式第13号

様式第14号